

令和4年11月18日

保護者 様

千葉日本大学第一中学校

千葉県私立小中学校等家計急変世帯授業料軽減事業補助金について

いつも本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。
千葉県より標記の件について周知・申請の依頼がありましたのでご案内いたします。

1 概要

入学後に、家計急変により授業料の納付が困難となった私立小中学校等の児童生徒に係る授業料の負担軽減を図るため、年収400万円未満程度で、保護者等の資産保有額の合計が700万円未満である者の世帯を対象に、授業料について児童生徒一人当たり月額28,000円を上限として支援を行うもの。

2 対象等

(1) 支給対象

ア 対象の事由： 保護者等の死亡・事故・病気・失職・倒産・離婚・被災等

※ 自主退職や定年による退職等は含めない

イ 対象者： 以下①②いずれも満たす者

① 入学後に対象の事由により家計急変した者で、年収が約400万円未満の世帯(年収見込みは世帯構成や税控除等によって変動する。)

② 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満である者

※ 保護者等とは、親権者のことを指す。(親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者)

※別添の家計試算表にご入力いただき確認して下さい。

(2) 支給額

月額 28,000円

(3) 支給方法

一旦、授業料は全額納入いただき千葉県より学校へ入金後授業料引き落とし口座にご返金致します。(返金時期は未定)

(4) 提出書類

家計急変の事由によって異なりますので、事務室へご連絡の上申請書類を取りに来て下さい。

※ 別添の提出書類のファイルを確認して下さい。

(5) 締め切り

令和4年12月10日

※この件について何かご質問があれば事務室山下重堂までお問い合わせ下さい。